

## 指定預金制度の検討

昭和27・9・1

## 目 次

はし が き

## 一、政府指定預金の背景

## 二、政府指定預金の預託状況

## A 政府指定預金の預入引揚状況

(一) 昭和二十三—二十四年度

(二) 昭和二十五年

(三) 昭和二十六年

(四) 昭和二十七年

## B 預金部資金の市中預託状況

(一) 市中金融緩和のための預け金

(二) 公団関係金融融通のための特定預託

## 三、政府指定預金の効果

(一) 日銀借入金返済のための預託

(二) 政府短期証券消化のための預託

(三) 一般金融梗塞打開のための預託

(四) 中小企業金融円滑化のための預託

(五) 財政資金支出上の繋ぎ措置としての預託

(六) 特定金融融通のための預託

む す び

はし が き

国庫金が財政収支の波動に応じて季節的に増減することは財政収支の性質上平

ば必然的な現象であるが、通常の財政状態に於ては、財政が支出超過の過程にあるときは政府短期証券を発行して金融市場の資金を吸収し、逆に収入超過の過程に入るときはさきに発行した短期証券を償還して行くのが通例と見られる。国庫金が時にその残高を増して、国庫が通常必要とする運転資金量を越す如き場合があつても、それはむしろ一時的な現象に過ぎず、一方これに見合つて金融市場では中央銀行の信用操作が行われ、かくして財政と金融との間に所要の調節が施されることとなる。

我国財政の過去の推移を見ても概ね右の如き関係が窺われ、財政資金を指定預金として改めて市中に還元する如き措置はこれが必要とする背景もなく、又実際の事例も認められなかつた。

(註) 政府指定預金制度は大正十一年四月の会計法改正以来実施されているが、戦前の指定預金は在外指定預金にせよ内地指定預金にせよ、前者は中央銀行の正貨準備充実のための措置であり後者は主として支那に対する政府の投資政策実施のため朝鮮銀行、横浜正金銀行を経由して行われた措置であつて、財政資金過大保有分を金融市場へ還元する措置として指定預金が行われた事例はなかつた。尤も預金部資金については指定預金に類する如き短期運用の事例が認められるが固有の財政資金では現在の如き指定預託の例は存しなかつた。

然し昭和二十四年以降の財政事情、及びこれに伴う国庫金の状況は右に述べた如き状態とは著しくその様相を異にしている。二十四年度以降に於ても財政収支の季節的変動は顕著であるが、後に詳細に記す如く、支出超過が甚だしくなる第三・四半期に於ても国庫は相当多額の余裕金を擁し、一般に年度間を通じて収支上必要とする運転資金量を遙かに上廻る資金を保有する状況となつてゐる。国庫がかかる余裕を保ちつつける状態となつたのは、単なる季節的収支の不均衡を越えて予算の実施自体から剰余が累積した結果によるものであつて、ここに政府指定預金が行われるに至つた背景を認めることが出来る。

政府指定預金は終戦後の経過において、預託の方針或いは預託の背景等に若干の変貌が認められるが、とも角今日では、その金額の大きさ、期間金利等の条

件、或いは使途の多様性等に於いて財政と金融との間に特異な一環として入り込んで来ている点を否定出来ない。

右に鑑み以下に於て先ず政府指定預金の背景を分析し、次に預託引揚の推移をたずね、更にその効果を検討することとしたい。なお預金部資金の市中預託措置についても、その性質が類似している点からこれを含めて検討することとした。

#### 一、政府指定預金の背景

政府指定預金は国庫金の余裕をその背景としている関係から、先ず財政収支の基調と国庫金の推移を明かにすることが必要である。そこで国庫金の動きを指定預金の発足を見た昭和二十三年第四・四半期以降、四半期毎に示せば第一表の如くである。これによつてみると二十三年第四・四半期以降の政府預金残高の動きはその間特殊な事情も絡まつてはいるものの概して第四・四半期に大幅に増加し、第一、第二の各四半期に若干減少し第三・四半期に至つて著しく減少している傾向が見られる。更にその増減要因を対民間、対日銀に分つてみると、両者の増減は大体に於いて相反した動きをとつている点が見受けられる。而して夫々の増減内容に稍々立入つて観察すると、国庫金の対日銀増減は主として、日銀借入金が増加或いは減少、政府短期証券の発行或いは償還による代り金の受払、日銀外国為替貸付の新規貸付及び返済に伴う外貨売買代り円貨の受払、並びに日銀—外国為替資金間のスワップ取引による代り円貨の受払、更に最近では、防衛関係費の合同支出官勘定(在日銀)への振込等によるものである。対民間増減は右の対日銀以外の国庫金の動きがとりまとめられているもので租税の収納、諸支出の支払等予算の実施に伴う雑多な内容を持つてゐる。而してかくの如き、云わば生のままの国庫金の対民間増減には財政収支の動きを見る種々の角度に於て所要の調整を加える必要が認められる。特に政府会計の機構上、一方的な収支超過となつて現れる分についてはこれを調整して始めて財政の対民間収支の実質的な基調をみる事が出来る。調整項目の内主要なものは短期証券償還分及びオープン勘定返済分であるが、前者は政府短期証券が現在全て日銀により引受けられ、

#### 指定預金制度の検討

爾後日銀の手を通じて外部に売却かれ償還時に至つて民間保有分は国庫より直接償還されることとなる関係上発行消化の段階を通ずる民間資金の国庫への吸上は対民間収入に現れることなく、償還のみが一方的に対民間支出に現れる点を調整したものであり、後者はオープン勘定輸入に対する日銀外国為替貸付に際して船積書類到着時に日銀が為替銀行よりの予約譲受によつて外国為替資金に円納付を行い後日ユーザンス期限後に為替銀行は日銀に円貨を以て借入金を返済する関係から、オープン勘定による輸出が外国為替資金の対民間支出となるに反し、輸入は日銀経由の取引に没入して国庫の受に現れない関係を調整したものである。右の外にも若干の調整要因が数えられるが、これらにより調整を加えた後の対民間財政収支をみると第二表下段に示す如く、財政収支の季節的偏倚は一層明瞭に看取される。かくして第一表、第二表を通じて、一応指定預金の背景となる国庫金の動きを明かにしたわけであるが、然し右に述べた国庫金の動きは一般会計、特別会計及び資金運用部資金の受払を含んでいる関係からかかる余裕金が常統的に滞留するに至つた経緯を解するにはなおこれだけでは著しく不充分と云わなくてはならない。

特に指定預金は政府預金のうち一般部の当座預金中から大蔵大臣の指示により預託されるものであるから指定預金の背景としての国庫金の動きについては国庫金全体としての動きに止まらずその内訳を明らかにする必要がある。

現在日本銀行に預託されている政府預金は当座預金、援助資金預金、指定預金及び別口預金、小額紙幣引換準備金の五種類に区分されている。右の中別口預金及び小額紙幣引換準備金は特殊の勘定であり残高も小額であるからここに問題とするには足りない。援助資金預金は云う迄もなく、米国対日援助見返資金に属する現金を経理するものである。当座預金は更に一般部及び資金運用部の各別に整理されているが、後者は資金運用部資金及び同特別会計預託金を経理するものであり、前者即ち一般部当座預金が一般会計を始め、見返資金、資金運用部特別会計を除く他の特別会計、その他、各公社等の現金を経理する勘定となつてい

る。而して前述の如く、指定預金は一般部の当座預金のうちから大蔵大臣の指示により別除されて市中預託され、引揚に際しては代り金が再び一般部の当座預金に組み入れられるものである。以上に述べた国庫金主要勘定の動きを一表にして示せば第三表の通りである。

さて指定預金の背景となる国庫金の動きについては、以下により一般部当座預金の動きをみる必要があるが、一般部当座預金は一般会計の収支を根幹としている関係上、一般会計の動き特にその剰余金の発生状況をみるのが大切である。その動きを昭和初年に遡つてみれば第四表に掲げる如くである。

第四表中歳計剰余金とは歳入歳出の単純な差引歳入超過額を示すものであり、純剰余金とは歳計剰余金から翌年度へ繰越した支払財源を除いた剰余金であり、新規剰余金とは純剰余金から更に前年度からの剰余金持越額を差引いた剰余金である。剰余金の算定の基準は凡そ右の如くであるが、第四表によつてその動きをみると二十三年度以降の剰余金発生状況は寔に顕著なものがあり、過去の財政収支と比較してみても、その間物価水準が上昇している点、公債発行代り金が歳入に入れられた時期等夫々無視し得ない事情があるがこれらを考慮してもなお著しい余裕の累積ぶりを看取することが出来る。而してかくの如き剰余金が如何にして発生したかについてみると、第五表に見られる如く、要約して云えば歳入に於ては予算額以上の実収が上がつたのに対し、歳出の面では實際の支払が予算額に及ばなかつた関係によるものと云うことが出来る。この点を第五表に従つて稍々詳細に見れば、予算面では歳入歳出とも同額が計上されるが、その額と決算額とを単純に比較することは妥当でなく、決算額と対比すべき予算金額は、前年度予算の繰越額等を調整して算出する必要があり、更に亦決算額との差引額も翌年度への繰越支出を控除しなければ、予算決算のネットの関係を明にすることは出来ない。右の調整を施した歳入歳出夫々の面の予算決算の差額は第五表最下段に示す如くであつて、特に歳入については租税収入がインフレーションの進行、朝鮮動乱の影響、予算額見積り自体の過少等によつて予算額よりも著しく伸張した点が

顯著であり、歳出については終戦処理費、価格調整費等の支払が予算計上額よりも内輪で済んだ点、並びに最近では所謂講和関係費の中に当該年度において歳出実行を見ないで繰越されたものが多い点などが顯著である。而してかかる剰余金が国庫の余裕を齎らした事情を更に究明するために次に二十三年度以降の新規剰余金の使用状況をみると、

二十三年度	剰余金	四一、三〇三百万円	二十四年度	補正予算財源	二〇、六五一百万円
				二十五年度	二〇、六五一百万円
				債務償還財源	二〇、六五一百万円
二十四年度	剰余金	一九、五五四百万円	二十六年	本予算財源	九、七七七百万円
				債務償還財源	九、七七七百万円
二十五年	剰余金	二六、八七四百万円	二十七年	本予算財源	一三、四三五百万円
				債務償還財源	一三、四三九百万円

以上の如くであり、又二十六年度については新規剰余金は概算四五二億円に上り、その半額が夫々二十八年度の本予算財源及び債務償還財源に充当されるものと見られている。

剰余金の使用状況は財政法の規定に従い、右の如く剰余金の発生後翌年度の補正予算より翌々年度の本予算に亘りその間凡そ一―二年を経て使用される関係にある為、剰余が累年継続して発生する状況の下にあつては略々二年度に亘る余裕が滞留することとなり、かかる事情が一般部当座預金の継続的な余裕の主たる根源をなしているものと認められる。

次に指定預金の直接の資金源となるものではないが、それに間接的に大きな影響を及ぼすものとして見返資金及び資金運用部資金の推移について触れておく必要がある。見返資金及び資金運用部資金の推移は夫々第六表、第七表に掲げる如くであつて、二十五年から二十六年へかけての資金の余裕は寔に顕著なもの

が認められる。このうち短期証券保有に運用された分は、他会計の資金需要に繰廻されたわけであるから財政全体としては余裕金とは認められないが、日銀預金として留まつた分はネットの余裕金であり、かかるネットの余裕のみで最高時には両会計合せて一、〇〇〇億円を越えていたのである。見返資金及び資金運用部資金にこのように巨額の余裕が生じたのは、前者については予算計上額中公私企業に対する投融资及び経済再建費等の支出が実際は著しく予算額を下廻つて保留された関係によるものであり、後者については郵便貯金の増加等原資の受入に対し、運用面ではかなり厳格に限定されて吸収資金をフルに運用し得なかつた関係によるものである。

以上国庫余裕金の動きの概要について触れて来たが、ただここに留意すべき点は右の如き国庫金の余裕は、政府預金として日本銀行に預入された預金についてその推移を追つて来たのであり、この間日銀に対する政府債務は一般的に減少の傾向にあるとは云え、なお第八表に示す如く、相当の債務残高を残し従つて日銀預金に現れた資金の余裕は財政全体として完全にネットの余裕金とは見做し難い点である。特に国鉄、電通等旧特別会計への貸付を主とする長期貸付は一応別としても短期証券等については国庫金を繰替使用する余地がなお残されて居り、又外国為替資金では借入限度の関係から借入の形はとつていないが対日銀スワップ取引として実質的には前借に類する方式で巨額の資金調達を行っている点など何れも注目を要するところである。

以上に於いて指定預金の背景としての国庫金の動き、特にその余裕の発生累積の内容を跡づけて来たが、然らばかかる財政収支の基調が金融面に如何なる影響を齎らしたか、この点が指定預金の他の背景として注目される。而してこの点に關してはこれまで述べて来た国庫余裕金の累積状況の外、政府債務の償還が二十四年度以降巨額に行われた点も看過することが出来ない。政府債務の償還はその一部は直接市中銀行等民間に向つて行われたが、むしろその半ば以上が日銀に向つて行われた。金融面に於ては前者の償還部分はその大部分が市中銀行を通じて貸出に運用されたが、後者については日銀の公債買上操作が略々これに見合つて行われ、右操作を経由して市中貸出の拡張に向けられた。かくして所謂超均衡予

算に基いて行われた資金の政府への吸上は金融面からカバーされ、従来のインフレーション的な方法に代つて新たな資本蓄積方法となつたわけであるが、この間、市中銀行、日銀ともに資産面に貸出の占める比重が著増し高率適用貸出が累増し、爾後の金融操作の余地が狭められて行くこととなつた点は否定出来ない。而して右の如き、予算面に計画された財政の引揚超過が行われているのと並行して、更に亦予算面の超均衡が一応終つた後に於ても、既述の如く、予算面とは別に実際上決算面に現れる財政の引揚超過が顯著となり、金融面ではこれによる資金の需給に対処して貸出を増加せざるを得ないこととなつたのである。かかる事情—特に均衡予算下に於ける超均衡財政の累年の継続が金融面に於いては所謂オーバーローンの根本的な要因となり、結局それが指定預金の預託を求める他の背景となつて行つたわけであるがこの点については更に次項に指定預金預入引揚の推移を述べる際に絡ませて触れて行くこととしたい。

(第一表) 国庫金増減状況 (単位 億円)

年度	期中政府預金増減 (△)		計	期末政府預金残高
	対民間	対日銀		
二十三年度第四・四半期	一、〇六三	七〇〇	一、七六三	四八三
二十四年度第一	二九二	一九九	四九一	三九〇
第二	一一一	〇	一一一	二七九
第三	一、四八八	一、三五九	一、五九七	一、一〇〇
第四	五九六	二六五	八六一	四四四
二十五年第一	三七七	一九九	五七六	二八三
第二	二	三三九	三三九	四一九
第三	一、六六五	一、七三四	三、四〇〇	四七八
第四	一七	一、四四六	一、四六三	一、九〇七
二十六年第一	一四九	三三六	四八五	一、七二〇
第二	五九	八四三	九〇二	八八
第三	一、七八四	一、二八二	三、〇六六	三六
第四	三六四	二七二	六三六	九七三
二十七年第一	三三	三三七	三七〇	五七三

(第二表) 国庫金の対民間収支調整 (単位 億円)

年 度	決 算		歳計剰余金(C) (A - B)	調 整 項 目			対民間 収支(調整後)
	歳 入(A)	歳 出(B)		対民間 収支(調整前)	短期証券 償還分 返勘分 その他	オープン 定額分	
二十三年度第四・四半期	一、〇六三	一九三	一、〇六三	△	△	△	一、〇六三
二十四年度第一	二九三	三三九	二九三	△	△	△	二九三
第二	一一一	三三三	一一一	△	△	△	一一一
第三	一、四一八	四〇五	一、四一八	△	△	△	一、四一八
第四	五九九	三六六	五九九	△	△	△	五九九
二十五年第一	三二七	三三三	三二七	△	△	△	三二七
第二	二	二六二	二	△	△	△	二
第三	一、六六五	二五五	一、六六五	△	△	△	一、六六五
第四	一七	二八三	一七	△	△	△	一七
二十六年第一	一四九	二二二	一四九	△	△	△	一四九
第二	五九	二九二	五九	△	△	△	五九
第三	一、七四四	一五九	一、七四四	△	△	△	一、七四四
第四	三六四	二二三	三六四	△	△	△	三六四
二十七年第一	三二	三五三	三二	△	△	△	三二

(備考) 調整項目中その他は二十四年度第二・第三・四半期に於ては復金債の対日銀保有分償還を調整したものであり、二十七年第一・四半期に於ては米軍防衛費支出関係調整したものである。

(第三表) 政府預金内訳推移 (単位 億円)

年 度	純 剰 余 金		純 剰 余 金 内 訳	
	(C - D)	前年度剰余金 持 越 額	純 剰 余 金	新 規 剰 余 金
二十三年度第四・四半期末	四八三	一三	四八三	(三六)
二十四年度第一	三九〇	一	三九〇	(一一)
第二	二七九	二七	二七九	(一〇〇)
第三	二〇〇	五	二〇〇	(〇)
第四	四四	〇	四四	(一五〇)
二十五年第一	二八二	四	二八二	(一五〇)
第二	四九	一六三	四九	(一五〇)
第三	四七九	一三	四七九	(一五〇)
第四	一、九〇七	五七	一、九〇七	(一五〇)
二十六年第一	一、七〇〇	六九	一、七〇〇	(一五〇)
第二	八八	三六	八八	(一五〇)
第三	三六	三六	三六	(一五〇)
第四	九七	三	九七	(四五)
二十七年第一	五七三	二六	五七三	(三〇九)

(備考) (1) 「一般部等」預金には、一般部預金(政府当座預金のうち資金運用部以外の預金)のほか、一般部から組替へられた指定預金、別口預金及び小額紙幣引換準備預金を含めた。  
(2) 二十五年第三・四半期の一般部等預金残高が指定預金残高より少ないのは、一般部預金残高が一時的に借残となった関係によるものである。

(第四表) 一般会計決算及び剰余金状況

年 度	決 算		歳計剰余金(C) (A - B)	次年度繰越歳出 使用財源(D)	純 剰 余 金 (C - D)	純 剰 余 金 内 訳	
	歳 入(A)	歳 出(B)				前年度剰余金 持 越 額	新 規 剰 余 金
昭和 一 年度	二二	一六	二二	一	二一	二一	一
二	二二	一八	二二	一	二一	二一	一
三	二〇	一八	二〇	一	一九	一九	一
四	一八	一七	一八	一	一七	一七	一
五	一六	一六	一六	一	一五	一五	一
六	一五	一五	一五	一	一四	一四	一

(単位 億円)

指定預金制度の検討

歳入	予		未計上剰余金	計	決算額	差引純歳入超過額
	予算計上額	前年度繰越支出見合財源				
二十三年度	四、七三一	一七	三一	四、七七九	五、〇八〇	三〇一
二十四年度	七、四一三	一七	二〇六	七、六三六	七、五八六	五〇
二十五年度	六、六四六	一八九	一九六	七、〇三一	七、一六八	一三七
二十六年	七、九三七	四三〇	二六九	八、六三六	八、九五四	三一八

(第五表) 一般会計予算決算状況明細

(単位 億円)

(備考) 昭和二十六年度は決算未確定のため見込計数による。

歳	入	予	算	額	決算額	差引純歳入超過額
昭和七年度	二〇	一九	一一	一一	一一	一一
八	二二	二二	一一	一一	一一	一一
九	二二	二二	一一	一一	一一	一一
十	二四	二二	一一	一一	一一	一一
十一	二九	二七	一一	一一	一一	一一
十二	三六	三三	一一	一一	一一	一一
十三	五〇	四五	一一	一一	一一	一一
十四	六四	五八	一一	一一	一一	一一
十五	八六	八一	一一	一一	一一	一一
十六	九二	八三	一一	一一	一一	一一
十七	一四〇	一二五	一一	一一	一一	一一
十八	二一〇	一九九	一一	一一	一一	一一
十九	二三五	二一五	一一	一一	一一	一一
二十	一、一八九	一、一五二	二〇	二〇	二〇	二〇
二十一	二、一四四	二、〇五八	八六	八六	八六	八六
二十二	五、〇八〇	四、六二〇	四六〇	四六〇	四六〇	四六〇
二十三	七、五八六	六、九九四	五九二	五九二	五九二	五九二
二十四	七、一六八	六、三三三	八三五	八三五	八三五	八三五
二十五	八、九五四	七、四九八	一、四五六	一、四五六	一、四五六	一、四五六
二十六(見込)						

歳 出	予 算		額 計	決 算 額	差引歳出 減少額	翌年度繰越 支出額	再 出 差 引 額
	予 算 計 上 額	前 年 度 繰 越 額					
二十三年 度	四、七三一	一七	四、七四八	四、六二〇	一二九	一七	一一二
二十四年 度	七、四一〇	一七	七、四二七	六、九九四	四三三	一八九	二四三
二十五年 度	六、六四六	一八九	六、八三五	六、三三三	五〇二	三七一	一三一
二十六年 度	七、九三七	四三〇	八、三六七	七、四九八	八六九	七三二	一三七

(備考) 二十六年年度の決算額は見込計数による。

(第六表) 見返資金受払残高推移

(単位 億円)

期 中	受	払	受 払(△) 超	期 末		証内 券政 保有 短期 額	日 銀 預 金
				総 額	余 裕 金		
二十三年 度第四・四半 期				二七六	二四九		二七
二十四年 度第一	四六一	一八五	二七六				
第二	五四七	四八〇	六七	三四三	二八八		五五
第三	二八五	四七五	一九〇	一五三	一五三		〇
第四	三三一	一三〇	二〇一	三五四	三五〇		四
二十五年 度第一	四五八	一八一	二七七	六三一	四六九		一六二
第二	一九七	一三一	三三	五九六	四八三		一一三
第三	六四三	二五七	三八六	九八三	四三六		五四七
第四	六九	一八四	一一五	八六八	三九		八二九
二十六年 度第一	一四二	六四五	五〇三	三六五	三九		三二六
第二	九九	二一一	一二二	二五三	二一七		三六
第三	二三一	一八四	四七	三〇〇	二七四		二六
第四	五七	一二七	七〇	二三〇	一九九		三一

(備考) 二十六年第二・四半期の払には国債買入五〇〇億円(買入債額四九四億円)を含む。

(第七表) 資金運用部資金状況

期	中	原資増減(△)額	運用増減(△)額	差引原資増加又は 運用増加(△)超	期末		日銀預金
					総額	内政府 証券等 保有額	
二十三年度第四・四半期	△	二二一	五七	一五四	二六〇	二四七	一三
二十四年度第一	△	一一九	三八	八一	三四一	三三二	九
第二	△	一七六	一八七	一一	三三〇	三二二	八
第三	△	二一一	三〇六	九五	二三五	二〇一	三四
第四	△	二五二	二〇五	四七	二八二	二六三	一九
二十五年第一	△	二二三	一〇七	八四	一九八	一八五	一三
第二	△	二九九	一八三	一六	三一四	二九三	二一
第三	△	二一五	二二	一九三	五〇七	一三五	二七二
第四	△	三五	二九	一六四	六七一	五一〇	一六一
二十六年第一	△	二七八	一九二	八六	七五七	五一〇	二四七
第二	△	二二八	一四九	二一	七三六	五一〇	二二六
第三	△	二四一	三九〇	一四九	五八七	五一〇	七七
第四	△	一、一五五	三九〇	七六五	一、三五二	一、三〇五	四七
二十七年第一	△	五七八	三七〇	九四九	四〇三	三九五	八

(単位 億円)

(第八表) 対日銀政府債務(借入金及び短期証券)内訳

期	中	借入金		短期証券		計
		長期借入	一時借入	食糧証券	外為証券	
二四年	三月末	四五、一五四	三二、五〇〇	七七、八八二	二、五九〇	一五八、一二六
	六月	四五、一五四	五七、五〇〇	四三、五二六	五、四七〇	一五一、六五〇
	九月	六七、六五四	三一、〇〇〇	一五、二四九	五、四七〇	一一九、三七三
	十二月	五四、九〇四	四五、一〇〇	九六、〇五三	一、二〇〇	一九七、二五七
二五年	三月	四三、五一〇	三八、三〇〇	五八、四二九	九〇〇	一四一、一三九

(単位 百万円)

(備考) (1) 運用増加額中には金融機関預け金を含む。

(2) 政府短期証券等保有額のうち、二十三年度第四・四半期―二十四年度第三・四半期については復金債保有額を含む。債券保有額は資料の關係上額面額によつた。

(3) 二十六年第四・四半期の原資増は、年度末に一般部の国庫余裕金の預託(八五〇億円)を受け、政府短期証券を保有したことによるものであり、翌四月一日には預託金は引出され(八〇〇億円)であり、年度越の全く一時的操作であつた。

指定預金制度の検討



二五年	六月末	六三、二二五	七、〇〇〇	二五、七〇三	―	九五、九二八
	九月	六三、一八〇	一五、〇〇〇	二二七	―	七八、四〇七
	十二月	五六、〇一四	七、〇〇〇	一〇、一九九	―	七三、二一三
二六年	三月	四二、六四五	七、四五〇	二二一	―	五〇、三一六
	六月	四二、六四五	―	二九三	―	四二、九三八
	九月	四一、四三九	―	二六七	―	四一、七〇六
	十二月	三九、六二四	―	一六、三七七	二七、〇〇〇	八三、〇〇一
二七年	三月	三八、四六九	一、二〇〇	七、六四五	四、〇〇〇	五一、三一四
	六月	三八、三八九	―	六、七八五	四〇、九〇〇	八六、〇七四
	八月	三八、三八九	―	七二五	三七、七二〇	七六、八三四

二、政府指定預金の預託状況

政府指定預金は既述の如く広義にみれば、預金部資金の市中預託をも含めて考  
えることが出来る。預金部は資金運用部に改組以来かゝる預託を行っていない  
が(註)過去の措置としては現行の政府指定預金と共にその預託状況等を顧みるこ  
とが妥当であると認められるので、以下項を分つて述べることとする。

(註) 資金運用部資金を市中金融機関に預託運用することは現行法上不可能で  
ある。預金部の当ても二十四年十二月市中預託するについては新たに運用  
規則の改正を行つて実施した。

A 政府指定預金の預入引揚状況

昭和二十四年三月以降の政府指定預金の預入引揚状況は本節末尾の第九表に掲  
げる通りである。指定預金はその性質上会計年度の切替前後に亘つてその動きが  
活潑となつてゐるから、以下に於ては会計年度毎に区分しながらも便宜各会計年  
度の直前をも含めてその推移をみることにする。

(一) 昭和二十三―二十四年度

昭和二十三年度予算は復金債の発行、借入金増加等を含んで総合的には赤  
字予算であつたが、実際の収支は第四・四半期の徴税期に入るや、徴税強行と  
それまでのインフレーションの進行によつて約一、四〇〇億円に上る徴税を  
見るに至り予算に対する年度間の徴税進捗率は一〇九・四％にも達する状況と

なつた。一方政府支払の遅延も手伝つて財政収支は巨額の引揚超過を来し、国  
庫は著しく余裕を生ずるに至つた。この間政府は四三〇億円に上る大蔵省証券  
を一挙に償還してその残高を一掃し、又一二〇億円の食糧証券償還超過を行う  
など積極的に債務の縮小を図つたがなお政府当座預金は急激に膨脹を続けて三  
月中旬末残高は三四〇億円台に達した。即ち過去の政府当座預金月末残高をみ  
ると概ね一〇〇億円内外に止まつており、且つ当時政府当座預金残高の常置額  
は七〇億円見当を目標としていた点を考慮すると、右の残高は極めて大きな余  
裕を示したものであつたといえる。而して政府がかかる余裕金を擁する反面金  
融の側に於ては著しい逼迫を齎らし、日本銀行貸出はこの間  
二十三年十二月末 五二、九〇一百万円  
二十四年 一月 六一、〇九一  
二月 七二、五一〇  
と相当の膨脹を続け、一般に金融面からの経済危機が懸念される如き情勢にあ  
つた。政府はかかる情勢に当而して、実際上の効果はとも角、外面的にでもそ  
の余裕金を減らして市中に還元預託する必要を感じるに至り、その手始めとし  
て、二十四年三月二十五日農林中央金庫に対し二一〇億円を預入、預け金の使  
途は日本銀行借入金の返済、政府短期証券への運用に限ることとした。預託金  
に対する利息は借入金返済分日歩一銭四厘、政府短期証券運用分一銭三厘で、

引揚の時期は政府において必要あるときは何時でも引揚げうることとなつていた。農中は右指定預金のうち六〇億円を日銀借入金金の返済に当て、残余の一五〇億円を食糧証券に運用した。

しかしながら政府当座預金の膨脹は更に続いたので、同月三十一日に至り指定預金預入の対象を市中銀行にも適用することとなり、曩に農中に預託中の二一〇億円で六〇億円を引出すと共に之に追加して合計一六六億円を十一大銀行旧特殊銀行及び一部の地方銀行に預入、次いで四月上旬更に上記各行の外、新たに十数行の地方銀行を預入対象に追加して一八五億円を預入し、最高残高は農中預託分も含めて総額五〇一億円に達した。預入の条件は日歩一銭六厘とし、政府において必要あるときは、何時でも引出しうることとなつており、その使途は日銀借入金金の返済に限られていた。

因みに右指定預金預入の基準は経営規模の大小に拘わりなく日銀借入金残高の多寡によつており従つて人銀行と雖も借入金金の少いむきには少く、又借入金残高の僅少な地方銀行には預入せられないものも多くみられた。預託期間は当初は極めて短期間を予定しておつた模様で（五日間程度）いわば政府のコールドローン放出とみられるものであつた。特に指定預金の齎す信用膨脹作用を警戒して、その使途は日銀借入金金の返済又は政府短期証券への運用に限定されていた点が注目される。

然るに同年七月新たに一〇〇億円の預入が行われたが、この場合は信用膨脹にならぬ様にとの考慮は削除され運用に當つても何等の制限が附されなかつた。即ちこれは政府の余裕金を市中に放出して信用の膨脹を図り、以て金詰り打開の一策とすにあつたとみられる。従つて預入の対象も特定のものに限定することなく、金融機関の業況規模に重点を置き、その意味で預金残高を基準として全国銀行並に農中商中に対し網羅的に配分した。預入利率も農中の短期証券運用分を除けば一般に前回より低い日歩一銭五厘となつてゐる。

これら一連の指定預金は当初の予想より著しく長期間にわたつて市中中に滞留せしめられたが、政府支払の本格化する第三・四半期に入り十月迄に全額引揚げられた。

## 指定預金制度の検討

### (一) 昭和二十五年

昭和二十五年に入り、恒例の徴税期を迎へ財政資金は引揚超過を続け政府当座預金は再び膨脹した。一―三月間の税収は約一、五二〇億円に及び同期中財政資金の対民間引揚超過額は約九三〇億円に達した。かがる財政の動向に対して一般産業界では再び三月危機が唱えられる如き情勢にあり金融の逼迫も前年同期に劣らなかつたため、三月上旬より中旬にかけて年度末金融緩和措置として国庫余裕金一四、九八二百万円を指定預金として全国銀行並に農中、商中に預託運用することとなつた。各金融機関に対する配分基準は概ね預金残高に依ることとし、興銀、勸銀、北拓、農中、商中に対しては特別の配慮が加えられた外、地方銀行にも重点が置かれた。預入の条件は個々の金融機関につき預入金額の三分の一づつ期限二カ月、三カ月及び四カ月、期限経過後は一週間の予告を以て引揚げることとされ、利率は二カ月もの一銭六厘、三カ月及び四カ月もの一銭七厘とされ、使途の制限はなかつた。

この指定預金の預入期間は当初の予定より甚だしく延長せられて遂に二十五年中引揚げをみなかつたのみか、二十六年度に持越され同年八月預託替が行われる迄据置かれた。而も預託替の実施によつて個々の金融機関についてみれば異動があつたものの、預託総額においては前回と全く変化なく、引続き一四、九八二百万円が市中に預託されたまま十一月に至る迄継続し、一部は二十七年三月迄預託された。かくの如く長期にわたつて預託されえたのは、要するに財政収支の基調が所謂超均衡財政の二年目を迎へて、本格的な余裕金を擁するに至つた関係によるもので、反面外国為替資金では円資金の著しい不足がこつていたものの借入限度の関係から国庫余裕金の流用も一定限度に限られ、別途に日銀外国為替貸付制度によつて不足円資金の補填を受けた事情も看過することが出来ない。

### (二) 昭和二十六年

昭和二十六年に入り一―三月の徴税期には一、二〇〇億円の税収があり、加えて二十五年九月より実施された日銀外国為替貸付制度の影響により二十五年度末には国庫は約一、〇〇〇億円に及び一般部当座預金を擁していた。然しそ

これは日銀信用を背景として生じた政府資金であつたから民間の資金繰りを圧迫することもなく、金融面でも外国為替貸付の伸張により一般の円貨による貸出の増加は一時停頓し、日銀貸出も市中銀行に対しては反つて減少を示す状況であつた。かかる情勢により政府指定預金の動きも前記八月の預託替を除いては年度間注目すべきものは見られなかつた。而してこの預託替は、従来の預入の目的が一般金融の緩和にあり、預入の対象も銀行、金庫に限られ、而も業務規模によつて配分せられた関係から大銀行に多く預入されたが、今回は中小金融緩和を主たるねらいとし、中小企業金融の取扱実績に応じて(見返資金中小企業融資取扱高、中小企業保険制度利用額、一口三百万円以下の融資額を基準として算定)再配分されることとなつた。預託替前後の預託金の残高は左の如く

	預 託 替 前		預 託 替 後	
	金融機関数	金 額 百万円 %	金融機関数	金 額 百万円 %
銀行	七三	一三、七〇(九)	七	九、七九(六五)
十一大銀行	二	二、六四(一七)	二	二、五〇(一四)
地方銀行	五三	六、〇三(四〇)	五	六、三七(四二)
旧特殊銀行	三	四、六〇(三)	三	八、〇〇(五)
信託銀行	六	四、四〇(三)	六	四、四五(四)
金 庫	二	一、二八(九)	二	一、〇〇(一三)
無尽会社		—(—)	三	二、一五(一五)
信用組合		—(—)	一〇〇	九、九五(七)
計	七五	一四、九二(一〇〇)	一一三	一四、九三(一〇〇)

興銀勸銀等を首めとする大銀行筋の大幅引揚に対して新たに預託対象に加えられた無尽会社、信用組合に三〇億円が預入された外商工中金預託分も増額せられた。地方銀行は大きな変化なく大体従来の線を維持した。

尚条件は期間三カ月、日歩一銭八厘で期間経過後は一週間の予告を以て何時でも引揚げらるることとされた。

右により預託替えされた政府指定預金は第三・四半期に入つて外国為替資金等、特別会計の資金繰の繁忙につれて十一月にその大部分が引揚げられた。然し無尽会社、信用金庫及び商中預託分については半額の引揚に止め、残余は二

カ月乃至三カ月の期限延長を行つたが、再延長によつて結局引揚は翌年三月に実行された。

なお右の期限延長とは別個に、十一月に入りルース台風被害地所在金融機関(銀行七及び商中、農中)に対して総額一五億円の指定預金が新規に預入された。条件は期間九〇日、日歩一銭八厘である。この分は期日(二十七年二月十六日)に予定通り全額引揚げられた。

#### (四) 昭和二十七年

昭和二十五年の後半から二十六年中を通して比較的動きの寡かつた政府指定預金は二十七年を迎えるに当つて再び活潑な動きを示すに至つた。従来の指定預託は日銀借入金返済、一般的資金繰り逼迫の緩和、或いは中小企業金融の緩和等の目的の下に行われて来たが、二十七年に入つてからの預託は、更に多様雑多な使途の下に預託されるに至つている点が注目される。

##### (1) 金融債の市中消化促進のための預託

政府は二十七年予算編成に当り総合予算の均衡堅持を関係方面から強く要請せられた結果、当初予定していた資金運用部資金による金融債の引受を実施しえなくなつた。即ち二十七年見返資金運用計画上手持国債三〇〇億円の売却を必要とし、之を日本銀行に売却の方針であつたが財政の均衡を損うものとして日本銀行に代え資金運用部に売却すべきことと変更された。この結果資金運用部資金の運用計画に齟齬を来したため、当初三〇〇億円予定していた金融債の引受を停止するの止むなきに至つた。然し従来行われてきた金融債引受を急に停止することは金融界産業界に与える影響が大きいため、政府は講和条約発効の後金融債引受の復活を図る意図の下に、それ迄の繋ぎ措置として金融債の市中消化を促進するため三月末市中銀行に対し一〇〇億円(従来の資金運用部資金による金融債引受実績の約四カ月分に相当)を預入した。期間は二カ月、三カ月及び四カ月で、一律に日歩一銭八厘であり、その配分は過去の金融債引受実績、今後の引受見込等を勘案して決定された。右の措置の後五月下旬資金運用部資金運用計画の一部改訂が行われて、金融債一六〇億円(四—九月分と予定されている。以後別途に考慮せられる模様)の引受再開をみるに至り、銀

行の既買入分は資金運用部で肩替りし、指定預金は期日に逐次引揚げられた。

(2) 食糧管理会計の資金操作のための預託

二十六年末から二十七年末にかけて預託された指定預金として、食糧管理会計の国内産米並に輸入食糧買入代金の支払繰延に対する特別措置として預託された総額一七、一一〇百万円がある。之は食糧管理会計の資金繰りが窮迫したため、同会計の支払に代えて国庫余裕金を指定預託して一時立替決済に充当したものである。即ち同会計は輸入食糧の価格上昇を主たる理由として運転資金の増加を必要とする事態に立至ったが、食糧証券の発行限度が予算上、年度末残高一、二四〇億円(但し年度間の最高発行限度は一、七〇〇億円)に定められているため年度末資金繰り対策として代金の一部支払繰延を行わざるを得なくなつた。一方右支払繰延に対して、国内産食糧については農林中央金庫が立替払を行い、輸入食糧については為替銀行の資金負担となつていた関係から、農中に対しては前年十二月以来生じていた未払金につき三月中七〇億円の預入が行われ、東京銀行外三行の為替銀行に対しては同月中七一億円の預入が行われた。之等食糧管理会計の支払繰延に対する指定預金は期限が四月十日(日歩一銭八厘)とされていたが、同会計は新会計年度に入ると共に支払資金を調達して期日に繰延代金の決済を行い、之に見合つて同日指定預金は引揚げられた。但し農中分については本来七〇億円(米代金未払分)引揚げるべきところを五二億円に止め、差額一八億円は後に述べる如く、更に他の使途にあて引続き預託された。

(3) 中小企業金融円滑化のための預託

二十七年三月以降八月末に至る間の中小企業金融円滑化のための指定預託は、切替分を除いて三月中に四八億円、四月中に六億円、五月中に六〇億円、八月中に六五億円合計一七九億円に上つている。

即ち預託の内訳は左の如く。

	相互銀行	信用金庫	商工中金	計
三月中	二七	一二	九	四八
四月中	一	一	六	六

指定預金制度の検討

五月中	三〇	二〇	一〇	六〇
八月	三三	二二	一〇	六五
計	九〇	五四	三五	一七九

(註) 但し四月中商工中金には二八億円の預託が行われたがうち三億円は二十六年中預託分の切替であり、九億円は三月中預託分の切替であつた。

右預託金の条件は金利何れも日歩一銭八厘、引揚期限は当初の預託分は凡そ三―四カ月後とされていたが、その後二回に亘り変更され、結局八月預託分も含めて全部翌年三月の年度末まで継続預託されることとなつた。

(4) 市中銀行資金繰り緩和のための預託

二十七年五月末市中銀行に対して九〇億円が預入された。これは三月末決算法人企業の法人税納期が当月末に当りその引揚が金融市場に及ぼす影響を考慮して行われたもので、預入期間は三カ月(但しその後引揚は十月及び十一月まで延長された)金利は日歩一銭八厘とされ、資金の使途には制限が設けられていない。

又八月に至つて同じく金融緩和のため六五億円が市中銀行に、二〇億円が農林中央金庫に夫々追加預託された。条件は金利は前回同様、引揚期限は市中銀行分は半額二月末、他の半額は三月末、農中分は全額三月の年度末となつている。

(5) 麦蒐荷及び肥料滞荷融資等のための預託

二十七年六月農中に対し五〇億円が預入された。これは懸案であつた麦の統制撤廃が同月始より実施せられたのに伴つて系統農業協同組合に於ける新麦蒐荷資金として三〇億円、更に肥料メーカーの異常在庫を全購連が買取ることとなつた関係からその所要資金として二〇億円が預入されたものであり、預入期間は三カ月、金利は日歩一銭八厘となつている。

更に農中に対しては三月中に三〇億円が預入され、又前記の如く、食管立替金補填の為の預託金の引揚の際にも一八億円の資金が残されたが、これらは酒造会社に対する納税資金融資及び農業共済基金の不足金補填融資等のための農中の所要資金に充当されたものである。

B 預金部資金の市中預託状況

大蔵省預金部は昭和二十六年三月資金運用部に改組されて現在に至つては、改組後は市中預託を行ないえないことになつており、市中預託の行われたのはいままでのところ預金部当時に止まつてゐるから、ここには預金部資金の市中預託として述べることにする。

預金部資金の市中預託は預託目的に従つてみると二つに大別される。一つは一般的な市中金融緩和を目的とするものであり、他は特定金融のために紐付に預託されたものである。預託金の預入引揚の推移は第十表に掲げる通りである。

(一) 市中金融緩和のための預け金

二十四年十二月、年末金融緩和のため預金部は一〇〇億円を限度として銀行並に無尽会社、信用組合に預託を行うこととなつた。実際には十二月中九、二八二百万円が預入せられたが、その後翌年二、三月にかけて預託替が実施せられて中小金融機関に対して増額が行われるなど若干の動きはあつたが、三月以降は殆ど変化がなかつた。期間は一月であるが切替継続によつて一応六カ月迄の延長を予定されていたところ意外に長く預託せられることになり、実際の引揚は二十五年十二月から始められ、預金部の資金運用部への改組を前にして翌年三月迄に全額の引揚をみた。利率は政府指定預金の場合より高く日歩一銭九厘であつた。資金の使途については特に限定しなかつたが、日銀借入金返済には充たしない方針の下に預託が行われた。

(二) 公団関係金融疏通のための特定預託

預金部資金による公団関係金融に対する特定預託は鉱工業貿易公団、繊維貿易公団保有の輸出入物資滞貨の引取金融及び同公団の未収金回収金融と、配炭公団の未収金決済金融とに区別される。

(1) 貿易公団の滞貨引取及び未収金回収金融のための預託

二十四年末当時を於ける鉱工業、繊維両貿易公団の輸出入物資並に輸出貨物の在庫は巨額に達した。即ち二十五年一月末で前者三五六億円、後者二七九億円に及び、このうち正常在庫とみられる分を除く異常在庫は夫々一八七億円、九六億円計二八三億円に上るものと見られた。又両貿易公団の輸出貨物にかかわ

る未収金も二八億円に上つた。茲に於て貿易公団の滞貨引取並に未収金の回収を促進し併せて二十五年度内に於ける貿易特別会計の収入増加を期するため、預金部資金を市中金融機関に紐付で預託することとなつた。即ち貿易公団の滞貨のうち正常な方法を以ては処分困難な異常滞貨を引取らうとする業者、及び二十五年二月十日現在に於ける公団の延滞未収金(含延滞利息)を決済する業者に対し金融機関が自主的に融資した分については手形金額の九五%を限度として紐付で預金部資金を預け入れた。この措置は二十五年二月に始められ、当初は輸入滞貨についてのみ適用されたが、四月には輸出滞貨にも適用されることとなつた。本措置による預託の限度は一五〇億円とし、その資金は手持復金債の繰上償還、手持食糧証券の日本銀行に対する売却によつて調達された。預託の条件は左の通りであり、個々の条件は商品別に勘案の上適用された。

異常ストック引取融資

期限	日歩
三カ月	一・七銭
六ヶ月	一・九銭
九ヶ月	二・〇銭
三カ月	一・七銭

(2) 配炭公団未収金決済のための預託

配炭公団の未収金回収を促進するため金融機関の右関係業者への融資を促進し、これと紐付に預金部資金を融資金融機関に預託した措置である。配炭公団は二十四年九月十五日に解散したが二十五年二月末の未収金は約八〇億円に達していたので、之が回収を促進する目的で預金部資金の紐付融資が三月末より実施されるに至つたが、右未収金のうち、貿易資金特別会計、国鉄、船舶運営会に対する公団の債務と相殺されるもの、その他を除いて本件融資の対象となるものは、二十五年三月二十日現在に於ける公団解散前に生じた未収金三六億円と、公団解散後の貯炭処理により新に発生した電力、鉄鋼会社に対する債権六億円計四二億円であつた。その財源は貿易公団滞貨引取融資等のため予定されていた一五〇億円の枠を使用することとし、条件は原則として期間三カ月、金利日歩一銭七厘、特に必要な場合は期間六カ月金利日歩一銭九厘も認めることとした。以上公団融資関係の特定預託は二十六年四月の預金部の組織替を前にして三月迄には全額引揚げられた。

(第九表) 政府指定預金預入引揚状況

月末	昭和二十四年			昭和二十五年			昭和二十六年			昭和二十七年		
	預入	引揚	残高	預入	引揚	残高	預入	引揚	残高	預入	引揚	残高
一月												
二月												
三月	三、七、六〇〇	六、〇〇〇	三、六〇〇									
四月	一八、五〇〇	二四、〇〇〇	二六、二〇〇									
五月		一四、九〇〇	二、二〇〇									
六月			二、二〇〇									
七月			三、三〇〇									
八月		四、六〇〇	一六、六〇〇									
九月		六、六〇〇	一〇、〇〇〇									
十月		一〇、〇〇〇										
十一月												
十二月												
計												

(単位 百万円)

(第十表) 預金部預け金の推移 (単位 百万円)

年月末	一般的預け金	公団融資関係預け金	計
昭和二十四年十二月	九、二八二		九、二八二
二十五 一月	九、六八二		九、六八二
二月	九、九一七		九、九一七
三月	九、九五〇	四、〇二六	一三、九七六
四月	九、九六五	六、四七五	一六、四四〇
五月	九、九六八	七、九九七	一七、九六五
六月	九、九六八	七、三二五	一七、二九三
七月	九、九六八	八、二八七	一八、二五五
八月	九、九七八	九、四二二	一九、四〇〇
九月	九、九七八	八、一九七	一八、一七五
十月	九、九六八	八、七〇八	一八、六七六

指定預金制度の検討

三、政府指定預金の効果

前述の如く、政府指定預金の預託は預金部資金の預託をも含めて目的別に区分してみれば、現在迄のところ凡そ左の六種に類別される。

- (イ) 日銀借入金返済のための預託
- (ロ) 政府短期証券消化のための預託
- (ハ) 一般金融梗塞打開のための預託
- (ニ) 中小企業金融円滑化のための預託
- (ホ) 財政資金支出上の繋ぎ措置としての預託

年月	預入	引揚	残高
二十五年十一月	九、九六八		八、〇三二
十二月	七、九五八		七、八四四
二十六年 一月	五、二六九		五、三三五
二月	二、六〇八		三、二八二
三月	〇		〇

## (イ) 特定金融疏通のための預託

右の類別は概ね指定預金預託の時間的推移に沿つて列挙したものである。以下右の項目毎に預託効果を検討することとする。

## (一) 日銀借入金返済のための預託

日銀借入金返済のための国庫余裕金の預託は、余裕金を生ぜしめたような財政の動きに対して金融面から既に調整が行われ、それが日銀貸出の増加となつていふことを考慮すれば、実質的な資金量の点では意味を持たない措置と云うべきである。特に一般産業界からみれば、日銀借入金返済のための預託措置は単に所謂金融面の上層の段階に於ける調整措置に止まり、産業界はこれによつて格別の影響を受けないことは云う迄もない。

然し、実際の観点からは、かかる措置が実施され、且つ預託が相当期間続くこととなれば日銀借入が減少する結果、信用膨脹を招く地盤を作ることとなる可能性も認められる(この点については以下(二)の項も参照)。又市中銀行の側からみれば、日銀金利(特に高率適用部分)と指定預金利率との間の若干の利鞘に相当する恩恵を受けることとなる。然しここに留意しなければならぬ点は、信用政策の基調が信用拡張の抑制に置かれ、高率適用制度もその一環として機能している場合には、政府資金預託の恩恵は借入の多い向に厚く、寡い向に薄くなる結果、信用政策の指向するところを覆えすこととなる点である。

## (二) 政府短期証券消化のための預託

政府短期証券消化のための預託措置は、指定預金の発足当初農中に対して行われたことがあるのみである。この措置は政府当座預金が、指定預金を經由して金融機関預託金になる反面日銀保有の短期証券が当該金融機関の保有に一時形を変えるのみであつて資金の流れの上には何等の実質的变化はなく、且つ預託の条件としてもその金利は政府短期証券の利率と同一にて無鞘とされたため農中としても格別恩恵もなかつたわけである。かくして本措置は単に表面上国庫余裕金を減少せしめて、国会に於ける野党攻勢等の鋒先を鈍らせた以外には無意味の措置であつたという日銀借入金返済にせよ、短期証券の消化にせよ、政府指定預金発足の当初はむしろ特殊な政治的考慮がその動機となり、効果の点は殆んど云うに足

りない措置として行われたものである点が注目される。

## (三) 一般金融梗塞打開のための預託

一般金融梗塞打開のため国庫余裕金から市中銀行へ指定預託されたものとしては二十四年七月の一〇〇億円(同年十月引揚)二十五年三月の一四九億円(翌年八月預託替えを経て十一月引揚)二十七年五月における法人税移納後の金融緩和のための預託九〇億円及び同年八月更に追加預託された六五億円等がある。

又二十四年十二月以降二十六年三月迄に互つて預託された預金部資金一〇〇億円もこの種の信用拡張を目的とした預託金である。

これらの預託金は直接日銀借入金返済の紐がついているわけではなく、又金利も日銀最低歩合よりは幾分上廻つて定められている。而して預託金配分も概ね各行預金残高に応じて定められ、日銀借入のない地方銀行等にも相当額の預託が行われている。然し金融の性質上、一般金融梗塞打開のための預託とは云つても預託資金が直ちに貸出に運用されるわけではなく、実際問題としては高率適用のあるところは一応日銀借入をその分だけ返済し、然らざるところもコールに放出して、コールをとつた銀行が高率適用分を返済するというコースをたどることとなる。従つて問題はいかかある当面の操作に続いてその後預託金の引揚予定日迄の間市中銀行が如何なる貸出態度をとつて行くかということになる。若しそれが積極的であれば日銀信用は旧水準に向つて増加の傾向をとり、預託金引揚のときは多くの場合旧水準をぬいて膨脹することとなる。反対に市中銀行の態度が消極的であれば日銀信用は減少した新水準から左程の膨脹を見ることはないであろう。かくして産業界からみれば、前者の場合には預託の効果はその資金繰りに浸透して行くこととなるが、後者の場合には云はば金融の面で空転するに止まる結果とならう。かくの如く見れば、金融梗塞打開のための預託措置は結局経済情勢の見透しに基く資金需給全般の動きの中に吸収されて行くものと見なければならぬであろう。

特に現在日本銀行貸出が割引額をも含めれば常時二、〇〇〇億円以上に達しその上積み部分が第二次高率適用を受けて信用調節の重要な指標となつている状態の下では、指定預金預託の効果は、二次高率分の増減を通じて中央銀行の信用

調節の上に寡からざる影響を与えざるを得ない。財政資金の市中預託は一般的に云つて信用政策の二元化の性格を帯びているものと見られるが、特定用途に限られる場合はとも角本項の如き一般的な使途の場合には一層その色彩が濃いものと云うべきであらう。

四 中小企業金融円滑化のための預託

中小企業金融円滑化のための政府資金の預託としては、前述の如き経過により二十七年八月末現在内訳左の如く、総額一九二億円に達している。

相互銀行	六六行	九、〇〇〇百万円
信用金庫	二〇〇	五、四〇〇
商工中金	一	四、八〇〇
計		一九、二〇〇

中小企業金融対策としては従来日本銀行の別枠貸出(七月末現在の枠四、三〇〇百万円)見返資金の中小企業貸出(二十七年運用計画二、〇〇〇百万円)その他中小企業信用保険(二十七年予算二、五六九百万円)及び信用保証協会の保証措置(二十六年六月末現在保証額一六、六九〇百万円)等が数えられるが、財政資金の預託措置は最近著しくそのウエイトを増して来ている感があり、各府県の地方金融機関に対する預託措置などを考慮すれば、一層その役割は大きいものと云える。次に前記の三者について預託金の運用状況を見ると左の如くである。

(イ) 相互銀行

二十七年に入つて以後の指定預託の動きに見合うと推定される関係諸勘定の動きをみると左の如く、

二月 末	コールローン	金融機関預ケ金	割引手形
	九四七百万円	七、九三二百万円	二、〇二九百万円
三月	一、二五八	一一、五八〇	二、四四一
四月	一、八六三	九、〇〇〇	三、〇七六
五月	二、二三八	一一、〇九二	三、五六六
六月	二、三〇三	一三、四五五	三、九四〇

各勘定何れも相当顕著な増加の傾向を看取することが出来る。但し、この間預

指定預金制度の検討

金、掛金も一般的に相当な増加傾向を辿つているので、右の勘定面の動きのみでは指定預金の運用状況を把握するに不十分でない。然して概して云えば預託金の相当部分はインターバンク預金或いはコール放出に向けられ、これらを經由して資金は大銀行の日銀借入返済等に流れている点が看取される。割引手形の増加状況もある程度伸張しているものと認められ、預託に依じて割引の枠を臨時に拡張している如き取扱も窺われるが然し全般としてみれば預託金の運用が効果をあげているものとはなお認め難い。

(ウ) 信用金庫

信用金庫の場合には預託金は全信連を通じてその傘下の信用金庫の一定規模以上のものに分散配分されているが、全国信用金庫勘定について関係諸勘定の動きをみると左の如く、

二月 末	預ケ金	金銭信託	割引手形
	一六、五七〇百万円	四、六六二百万円	七、九〇二百万円
三月	二〇、三二七	四、七五四	八、四七〇
四月	一七、九七四	五、五〇八	九、四五九
五月	一九、四四〇	五、八三七	一〇、二八五
六月	二五、七七四	六、七二一	一一、一四六

各勘定何れも顕著な増加傾向が見受けられ、略々相互銀行の場合と同じ傾向にあることが看取される。但し相互銀行の場合と異なっているのは、コール放出に代えて金銭信託が顕著な増加状況を辿つている点である。

(イ) 商工組合中央金庫

商工組合中央金庫について関係諸勘定の動きをみると左の如く、

二月 末	コールローン	割引手形	借入金
	一一、六四〇百万円	一一、三〇六百万円	二、四六七百万円
三月	四二九	一一、四四〇	二、九二五
四月	一、九四五	一一、四七一	一、四七七
五月	二、五五六	一一、六七二	六〇四
六月	二、五九七	一一、八〇四	七一四



七 月 一、二、四、三、百、万、円 一、二、九、二、五、百、万、円 九、一、〇、百、万、円  
割引手形の増加は小額であつて、むしろコール放出或いは借入金金の返済が顕著であり、預託金は概ねその両者に使用されていることが看取される。これは商工中金への預託金が当初、五、六、七、八の四カ月に亘つて各七億円づつ引揚げられる予定であつた点などが反映しているものと思われるが、何れにせよ、預託金の運用は消極的であつたことは否定出来ない。

中小企業金融円滑化のための政府指定預金の運用状況は概ね右の如く、預託の目的に沿う運用も認められないではないが全体としてはコール市場への放出、金銭信託への運用、関係金融機関への預託、日銀借入金金の返済等の傾向が強く、利鞘かせぎに止まつた面が少くない。

これには二十七年上期の金融の基調が、信用拡張に消極的であつたことと共に、政府預託の条件に於いても預託期間が当初比較的短かく定められ、後になつて引揚が延長された点なども影響していたものと考えられる。この点八月の預入によつて従来の預託分を含めて引揚期限が明年三月の年度末まで延長されたことが、今後その運用にいかん反映して行くかが注目される。然しとも角従来の実績からみて中小企業金融円滑化のための預託が必ずしも充分の効果を収めていない点、並びに預託金の性質上預託を受ける金融機関としても引揚の際の資金繰りを考慮すればその運用に限界を感ぜざるを得ず、従つて積極的な運用に大きな期待を懸けることは事実上困難ではなからうかと思われる。

#### (四) 財政資金支出上の繋ぎ措置としての預託

二十六年年度末より、二十七年年度当初にかけて行われた金融債引受の為の政府資金の預託、或いは食管の金繰りのため農中等になされた預託等が挙げられる。これらは特殊な経緯により予算実施の關係上止むを得ずとられた繋ぎ措置であつて特に問題は認められない。

#### (五) 特定金融疏通のための預託

二十七年三月以降行われた麦の蒐荷資金及び肥料の滞荷引取資金融資のための政府資金の預託、酒造会社に対する納税融資のための預託等の外、二十五―十六年当時の預金部からの公団滞貨等処理のための預託などもこの範疇に属している。か

かる種類の政府資金の預託は預託とは云え、むしろ間接融資と云つた方が適當であり、その意味に於いて一般的金詰り緩和等のための預託に比し資金の流れも明確であり、相応の効果が期待される。然しその反面、かかる措置は財政面の余裕金を一時的に金融面に還元する如き調整の段階を越えて、むしろ金融の一部面を財政資金を以て代行しているものと見るべきであり、而もそこに政府の政策的考慮が濃厚に含まれる点を看過すべきでない。尤も政府の政策的考慮という場合、一概に排斥し難い事情も見られないではない。例えば麦の統制撤廃後の蒐荷機構の変化、特にその間の経過的な措置の必要性、或いは化学肥料の需給調整、特に海外肥料市況の変動に應ずる応急措置の必要性等は相当の考慮を払うべき問題であることは否めない。然し予算上の制約を受けない余裕金を以て政策的考慮による金融措置に深入りすることの可否はそれ自体疑問であると云わなければならぬであろう。預金部による預託については右の難点は一応免れ、金融機関としての預金部の間接融資として一般の政府資金預託よりも形式上スツキリしている点も認められる。然し同時に預託金の引揚の不円滑、換言すれば間接融資の回収の困難を考慮すれば、矢張り政策的動機は強い預託は出来得る限り避けるべきことは云う迄もないであろう。二十五―十六年当時の公団の滞貨処理等のための預金部資金の預託等もそれが後に一般金融に吸収されてその間格別の問題を残さなかつたのは朝鮮動乱後の一時的なインフレーション傾向によるが多かつたのではないかと考えられる。

#### む す び

政府指定預金は昭和二十四年三月実施されてから、現在まで、その間若干断続はあつたが、略々三年半に及んで居り、更に現在預託中の四二七億円もその相当部分は明年三月末まで預託されることとなつて居る。かくして本措置は超均衡財政下の財政金融面の調整措置として実際的には寡からざるウエイトを帯びて来ている。

又預託の方針も当初の方針と最近のそれとの間には相当な変化が認められる。而してこのような指定預金の動きに対してこれに積極的な意義を認めようとする見解も窺われぬではない。

然し以上に検討を加えて来た如く、指定預金の効果は実質的には左程のものでなく、又仮に当面その効果が制度の改正により幾分の伸張を期待し得るものとしても財政金融の基本的関係についてはむしろ根本的な問題点を含んでいる点が看過出来ない。即ち

(1) 指定預金の背景となる国庫金の余裕はそれが数年に亘り累加する状態にあつては、従来経過の示す如く、金融面に過大な負担を及ぼし、事業会社、市中金融機関の借入過多を齎すことが避けられず、かかる環境の下では信用調節は實際上困難化せざるを得ない。指定預金の預託はこのような状況に対して表面上金融を緩和する意味で歓迎される場合があるが、それはもともと財政と金融との妥当ならざる関係を前提とした調整措置であつて、かかる措置の累積は金融を益々不健全にして行くのに外ならない点を直視せねばならない。

(2) 現在の日銀の信用政策は、現在の金融情勢―特に各銀行間の預金貸出のアンバランスに鑑み基準的な金利の上に高率適用措置を加えて実施されているが、指定預金の預託引揚は金融の性質上コール市場等を介して結局右の高率適用を大幅に動かさざるを得ない。かくして一行の過大な借入も指定預金の預託に際し、他の数行の預託金を吸収して一時に消滅し引揚に際しては逆に大幅に膨脹する等、金融の調節は、本来の中央銀行の信用操作に加えて動かされて行くこととなる。従つて指定預金の預託は国庫の資金引揚の自己調節という操作を越えて金融調節面に影響を及ぼして行くものであることを看過してはならない。

(3) 国庫金の推移の項に於て触れた如く、現在の国庫余裕金は他面に於いて政府が相当額の対日銀短期債務を擁し乍ら保有している余裕金であり、これを国庫内部で調達するとすれば指定預金預託の余裕金は殆んど失われる状況となつてゐる。

従つて指定預金は換言すれば、政府が日本銀行から短期借入を受けてこれを市中金融機関に預託し、以て市中の日銀借入を返済せしめてゐるのに等しい関係となつてゐる。この点は資金操作上竟に変則的な感を免れないが、見方を変えればそれは一種の所謂オーバーローンの形式的解消措置となつてゐるわけであつて、この辺にこの制度が当面止むを得ないものとされる大きな理由が存し

てゐるように見受けられる。然しこの点(1)の点にも関連して矢張り政府と日銀と市中との間の資金関係が正常なものでないことを示している点を率直に認むべきものと考えられる。

以上に指摘した如く、本制度は幾つかの根本的な問題点を持つてゐるが、その中心は結局実質的な超均衡財政の数年間の連続という本措置の背景が我国経済に於いて、特に金融の側面からみて妥当であるか否かという点に帰着するものと考へられる。財政面の引揚超過、金融面の信用拡張という措置が所謂財政金融の一体的運営として、インフレーション収束後の資本蓄積に果たした役割は高く評価されねばならないが、その効果の反面金融面にオーバーローンの傾向を激しくし、信用政策を癱痺せしめる傾きのあつたことも亦否定出来ないであらう。

右の如く実質的な超均衡財政の連続という財政の基調は金融面からは検討を加うべき段階に達してゐると考えられるがこの点を暫らく措くとしても現在の如く、財政が一方に於いて中央銀行短期借入を受けて他方に市中に短期資金を供給してゐる如き措置が妥当であるか否かは別に問われねばならない。このような措置が一応金融を緩め所謂オーバーローンを是正してゐる如き外観を呈するとしても、それは財政と金融との本来の立場からみれば極めて奇妙な現象であると云わなければならぬ。財政本来の立場からみれば、政府資金は各会計全体として有無相通じて賄ふべきであり、その後のネットの過不足が金融面に現れて来るべきものと考えられる。右の如き考え方からすれば、本文に於て述べた如く、現在の財政の余裕金は著減し指定預金を行う余地はなくなることゝなる。従つて日銀貸出はその分だけ増加せざるを得ないことゝなり、現在の高率適用制度もその場合の短期金融の調節に適用してゐるか否か検討を加える必要も考慮される。又右の如き現状から更に進んで財政がネットの資金状態に於ても余裕を生ずる如き場合には指定預金制度を通ずる資金の市中還元の方途も考えられないではない。然し国庫金が中央銀行に預託されている以上、中央銀行としては矢張り財政収支の波動に伴つて金融面の繁閑を調節し、財政の異常な揚超傾向に應ずる信用政策の運営を行うべきであつて、その場合には高率適用制度にも更に検討の余地が加わるものと見られよう。

指定預金制度は以上に述べた如く、単に当面の便宜、或いは外観に捉われることなく、短期金融の正常な在り方に則して検討されるべきものと考えられるが、この点今後の問題としても若干留意せねばならない傾きが認められる。即ち今後の財政の基調を考える場合、それがいかなる動きをとるかか軽々に判断は許されないが、最近の情勢からすれば少くとも従来の財政の超均衡性が継続するものとは見做し難い。かくして国庫金の余裕は漸次低下して行くことと見込まれるのに対して、一方指定預金の動きを見れば、国庫に余裕の累積し始めた頃慎重であつた預託方針が、今や余裕の喪われ始めようとするに至つて積極的且つ稍々恣意的となり、これに益々多くを期待しようとする気配の存することである。それは或いは杞憂であるかも知れないが、激しいインフレーションとその急激な収束を経た後に醸成された金融面の錯雑した様相からみれば、その憂いも絶無ではないかと考えられる。(大塚、酒井)

## 昭和二十八年年度予算の特色と問題点

### ——特に金融への影響を中心に——

昭和28・8・1

#### 目 次

まえがき

#### 一、本予算の一般的性格

- (1) 本予算成立までの経緯
- (2) 実質的予算規模と国民所得
- (3) 本年度予算収支尻の特色

#### 二、歳出予算の内容分析

- (1) 一般会計歳出予算の特徴とその消費的性格
- (2) 民間及び政府事業に対する投融資の特色
- (3) 本年度特別会計予算の特色

#### 三、歳入予算の内容分析

- (1) 一般会計歳入予算の概要
- (2) 税制改正の主要点とその意義

#### 四、本年度予算の金融に対する影響

- (1) 本年度予算の景気動向に及ぼす影響
- (2) 本年度予算の金融緩和効果の検討

まえがき

昭和二十八年年度予算案は、自由、改進黨、分自三党による所謂「三派共同修正」を加えられ、七月三十一日修正案通り成立した。抑々二十八年年度予算案が国会に提出されたのは夙に一月二十九日に遡るが、三月衆議院解散に伴い本予算案は審議未了のまま不成立に終つた。次いで総選挙後成立した第五次吉田内閣は右不成立予算案を原則的に踏襲し、六月十三日政府原案を今次第十六国会に提出したが、政府与党勢力が絶対多数を占めえなかつた政治情勢の下に、改進黨を中心とする保守三党の修正案を大幅に容れて協調を図ることとなり、修正案は七月十七日衆議院を、同三十一日参議院を夫々通過、かくて前国会に提出以来通算すると実に半年に亘る長時日を経て漸く成立を見るに至つたものである。なお、新年度に入つてから七月に至る四カ月間は毎月暫定予算を以て繋がれてきたが、暫定予算は七月末成立を見た本予算に吸収されることは云うまでもない。

本予算は従来の均衡財政の線をかかなり離脱したものであり、今後の財政政策の方向を示すものとして注目を要する点が少くないが、以下経済一般特に金融への影響に重点をおいて本予算の内容に検討を加えることとする。

#### 一、本予算の一般的性格

##### (1) 本予算成立までの経緯

本予算そのものの検討に入るに先立つて、成立までの順序に従い前国会提出の不成立予算案、今次国会提出の政府原案及び修正案(成立予算)を比較検討すれば次の如くであるが、その変遷の中にも本年度予算に含まれている特色の打出された過程を見出すことができる。